

監査の指摘に対する状況

No.	年度	課等名	指摘事項	指摘区分	措置の内容	措置状況
1	R 4 定期監査	消防総務課	<p>助成金の交付事務が適切でなかったもの 春日井市消防団運営協議会助成金について、助成対象経費の支払いを証する書類を十分に確認することなく、助成決定を行っていた。 助成金の交付に当たっては、春日井市補助金等に関する規則及び春日井市消防団運営協議会助成金交付要綱に基づいた事務処理を徹底するとともに、チェック機能の強化を図られたい。</p>	注意	<p>春日井市消防団運営協議会助成金の交付に当たっては、職員に対しては添付された関係書類の内容確認を十分行うように周知徹底を図り、消防団員に対しては助成金の適切な使用の周知徹底を図りました。 今後は、春日井市補助金等に関する規則及び春日井市消防団運営協議会助成金交付要綱に基づき、課内のチェック体制を強化して再発防止を図り、適切な事務処理の執行に努めます。</p>	措置済
2	R 4 定期監査	消防総務課	<p>行政財産目的外使用料徴収に係る事務が適切でなかったもの 職員等駐車場(使用期間5月6日から9月30日まで)に係る行政財産目的外使用料(2件)の徴収について、納入期限が6月14日・6月18日に設定されていた。 春日井市行政財産目的外使用料条例等に基づき適切な納入期限を設定されたい。</p>	注意	<p>行政財産目的外使用料徴収に当たっては、春日井市行政財産目的外使用料条例等に基づき、定められた納入期限を設定し、適切な事務処理の徹底を図ります。</p>	措置済